

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月15日
【会社名】	原田工業株式会社
【英訳名】	HARADA INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原田 章二
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目26番2号
【電話番号】	03 - 3765 - 4321
【事務連絡者氏名】	執行役員 青木 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目26番2号
【電話番号】	03 - 3765 - 4321
【事務連絡者氏名】	執行役員 青木 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成25年4月15日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、当社の特定子会社である原田通信株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で平成25年10月1日を効力発生日とする合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### 1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく報告）

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	原田通信株式会社
住所	東京都品川区南大井六丁目26番2号 (新潟工場：新潟県長岡市、岩手駐在：岩手県一関市)
代表者の氏名	代表取締役社長 松田 靖
資本金の額	238,000千円
事業の内容	車載用アンテナ、無線・情報通信用アンテナ等の製造販売

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前	376,000個
異動後	- 個（本合併により消滅）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	
異動前	100%
異動後	- %（本合併により消滅）

#### (3) 異動の理由及びその年月日

##### 異動の理由

当社が、当社の特定子会社である原田通信株式会社を吸収合併することにより、原田通信株式会社が消滅することによるものであります。

##### 異動の年月日

平成25年10月1日（予定）（本合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事実

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 原田通信株式会社  
 本店の所在地 東京都品川区南大井六丁目26番2号  
 （新潟工場：新潟県長岡市、岩手駐在：岩手県一関市）  
 代表者の氏名 代表取締役社長 松田 靖  
 資本金の額 238,000千円  
 純資産の額 381,894千円（平成24年3月期）  
 総資産の額 1,421,484千円（平成24年3月期）  
 事業の内容 車載用アンテナ、無線・情報通信用アンテナ等の製造販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（千円）	3,303,404	2,968,299	2,672,362
営業利益又は営業損失 （ ）（千円）	29,159	42,092	50,360
経常利益（千円）	50,185	9,218	60,807
当期純利益（千円）	32,425	299,661	56,116

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成25年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
原田工業株式会社	100.00

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、原田通信株式会社の発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役2名が原田通信株式会社の取締役を、当社の監査役1名が同社の監査役を兼任しております。
取引関係	当社が原田通信株式会社から製品・半製品・部品の購入及び同社に対し部品等の支給並びに資金の貸付を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

新長期ビジョン「HARADA NEXSTAGE 19」で掲げた「競争の優位性の強化」及び「最適な企業基盤の確立」を推進するため、本社の組織改革を平成25年7月に実施する計画であります。その一環として、原田通信株式会社の機能である国内生産機能並びに委託している生産・購買領域に関するグループ統轄機能を当社に統合し、国内事業の生産・販売体制の一元化及び本社として統轄すべきグループ統轄機能の集約を図ることで、グループシナジーの一層の強化・拡大を目的とするものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、原田通信株式会社は解散いたします。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第3項の規定による簡易合併に該当し、原田通信株式会社においては会社法第784条第1項の規定による略式合併に該当することから、両社とも株主総会の承認を得ずに行う予定です。

吸収合併に係る割当ての内容

原田通信株式会社は当社の完全子会社であるため、本合併による新株の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払いはありません。

その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容については、末尾の「(6) 合併契約書」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	原田工業株式会社
本店の所在地	東京都品川区南大井六丁目26番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 原田 章二
資本金の額	2,019,181千円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	車載用アンテナ、無線・情報通信用アンテナ、アクチュエータ及び各種自動車部品、電子機器、電子部品の製造販売

(6) 合併契約書

**合併契約書**

原田工業株式会社（以下「甲」という。）と甲が発行済株式のすべてを有する原田通信株式会社（以下「乙」という。）とは両社の合併（以下「本件合併」という。）に関し、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の形式）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併する。

2. 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号 原田工業株式会社

住所 東京都品川区南大井6丁目2番2号

（2）吸収合併消滅会社

商号 原田通信株式会社

住所 東京都品川区南大井6丁目2番2号

第2条（合併の対価）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本件合併に際し、乙の株主に対する甲の株式及び金銭その他の財産の交付は行わない。

第3条（資本金及び準備金等）

本件合併による甲の資本金及び準備金等の額は、変動しないものとする。

第4条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は、平成25年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（合併承認総会）

甲は、簡易合併の手続に従い、乙は、略式合併の手続に従うものとし、それぞれ本合併承認のための株主総会は開催しない。ただし、第9条第2項の場合については、この限りではない。

第6条（会社財産の引継）

乙は、平成25年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議のうえこれを実行する。

第8条（従業員の処遇）

甲は乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他細目については甲及び乙が協議して定める。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

2. 前項の場合、甲の判断で甲の株主総会に本契約の承認を求めることができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成25年4月15日

甲 東京都品川区南大井6丁目2番2号  
原田工業株式会社  
代表取締役社長 原田 章二

乙 東京都品川区南大井6丁目2番2号  
原田通信株式会社  
代表取締役社長 松田 靖

以上